

平成 2 8 年 1 月 1 4 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

石川 広己

施設等における特定個人情報の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局等の各部局室の連名にて各都道府県等宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

個人番号については、平成 2 7 年 1 0 月より通知が始まり、介護施設等や医療機関等の各施設等に住民票を移している方や、通知カードの送付先につき施設等を居所として登録した方は、当該施設等に通知カードが届いているところです。

本件は、施設等の職員が利用者本人の個人番号を記載した申請書を利用者によって提出するなど、今後、施設等において特定個人情報（個人情報をその内容を含む個人情報）を取り扱う場面が想定されるため、その保管の取扱いや、代理での申請等及び申請等の代行の取扱い等について整理したものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

追って、厚生労働省医政局総務課及び老健局総務課等より、「マイナンバー制度広報チラシ及びマイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシの掲示・配布について」の事務連絡がありましたので、貴会におかれましてもご了知いただきたく、併せてご送付申し上げます。

事務連絡  
平成27年12月17日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省

医政局  
雇用均等・児童家庭局  
社会・援護局  
障害保健福祉部  
老健局  
情報政策担当参事官室

### 施設等における特定個人情報の取扱いについて

日頃から、厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月より個人番号の通知が順次開始されていますが、介護施設、障害者施設、児童福祉施設、その他の社会福祉施設、医療機関等（以下「施設等」という。）に住居票を移している方や、通知カードの送付に当たり施設等を居所として登録した入所者・長期入院等をしている方については、当該施設等に通知カードが届いている、あるいは、今後届くことが想定されます。

また、これまで、施設等の職員が各種行政手続等を利用者に代わって行っている場合がありますが、来年1月の個人番号の利用開始以降は、施設等の職員が利用者本人の個人番号を記載した申請書を利用者に代わって提出するなど、今後、施設等において特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取扱う場面が想定されます。

このため、このような場合の施設等における特定個人情報の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、貴会会員に対して周知をお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 施設等で特定個人情報を保管する場合の取扱い等について

通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報が記載された書類については、利用者本人、家族や成年後見人等の代理人が保管することが基本であるが、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難で、かつ家族や成年後見人等の代理人がいない場合など、これに依ることが困難な場合は、施設等において保管して差し支えないこと。また、この場合は、以下の取扱いとすること。

- (1) 可能な限り、施設等に特定個人情報が記載された書類の保管を委託することについて、利用者本人の意思を確認すること。

- (2) 特定個人情報が漏えいすることのないよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会）を参考にして、適正に取り扱うこと。また、特定個人情報の漏えいを防止する観点から、通知カードや個人番号カードなど個人番号をマスキング（黒塗りして見えなくすること）することができない書類を除き、個人番号の部分削除又は復元できない程度にマスキング等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、保管することが望ましいこと。
- (3) なお、現時点で利用者本人が保管している場合であっても、家族や成年後見人等の代理人がいない利用者については、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による通知カード等の保管が困難となった場合の取扱いについて、あらかじめ利用者本人の意思を確認しておくことが望ましいこと。

※1 施設等で利用者の特定期間個人情報を保管する場合は、例えば以下の場面が想定される。

- ・ 施設等に通知カードが届いた場合で、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難である場合
- ・ 利用者本人が、通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報を管理していたものの、その後、心身の機能や判断能力の低下等により、当該書類の保管が困難となる場合 等

## 第2 施設等が利用者本人に代わって個人番号の記載等を含む行政手続に係る申請等を行う場合の取扱いについて

### (1) 代理申請等を行う場合

番号制度では、代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、行政手続の申請等を行い、特定個人情報を提供することが認められており（番号法第19条第3号）、申請等の手続において、個人番号利用事務等実施者による①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の番号確認を行うことが必要とされている（番号法施行令第12条第2項）。

施設等の職員が、代理権の授受を受けて、利用者本人に代わって行政手続に係る申請等の代理を行う場合は、この①～③の手続が円滑に行われるよう、別紙（「Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合」）を参考に適切に申請等の手続を行うこと。

### (2) 申請等の代行を行うなど、代理人以外の立場で手続に関与する場合

#### ① 代理権の授与が困難な利用者本人に代わって申請等を行う場合

利用者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下等により、代理権の授与が困難である場合は、申請書等に個人番号を記載せず、従来どおりの申請等を行うこと。

#### ② 利用者本人の使者（※2）として申請書等を提出する場合

利用者本人等の意向により、申請書等に個人番号を利用者本人が記入した上で、施設等の職員が、利用者本人の使者として申請書等の提出をする場合は、施設等の職員が個人番号を見ることのないよう、施設等の職員は、申請書等を封筒に入れる等の措置をした上で提出すること。

なお、この場合、施設等の職員は、利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載

することはできないこと。

また、この場合、自治体の申請窓口等においては、本人から郵送により個人番号の提供を受ける場合と同様に、別紙（「I. 本人から個人番号の提供を受ける場合」）のとおり、①番号確認、②身元（実存）確認を行うことが必要とされていること。

※2 利用者本人は、自分の意思で行政手続の内容の確認等ができるが（＝代理権の授与は行わない）、身体の機能の低下等により、利用者本人自身が、申請書等を行政機関等に提出することが困難で、施設等の職員が代わりに提出する場合等を想定。

（お問い合わせ先）

【介護施設について】

担当：老健局総務課 企画法令係

TEL：03-3591-0954（内線 3909）

【障害者施設について】

担当：障害保健福祉部企画課 企画法令係

TEL：03-3595-2389（内線 3017）

【児童福祉施設について】

担当：雇用均等・児童家庭局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2491（内線 7877）

【その他の社会福祉施設について】

担当：社会局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2612（内線 2815）

【医療機関について】

担当：医政局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2189（内線 2519）

【全般について】

担当：情報政策担当参事官室 企画法令係

TEL：03-3595-2314（内線 7439）

【Ⅰ. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

|   | 番号確認   | 身元(実存)確認  |
|---|--|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -30px; top: 50px;">対面・郵送(注1)</p> | <p>① 個人番号カード【法16】</p> <p>② 通知カード【法16】</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12①】</p>   | <p>① 個人番号カード【法16】</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1①-、則2-】</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの( i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則1①二、則2二】</p>  |
|   | <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合【則3①】</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)</p> <p>イ 住民基本台帳の確認(市町村長)</p> <p>ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類( i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)</p> <p>※ 個人番号利用事務等実施者が発行等する書類などを想定。</p> | <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則1①三、則3②】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの( i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)</p> |

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

| 代理権の確認  | 代理人の身元(実存)の確認   | 本人の番号確認   |
|---|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -30px; top: 50px;">対面・郵送(注1)</p> <p>① 法定代理人(注2)の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6①-1】</p> <p>② 任意代理人の場合には、委任状【則6①二】</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【則6①三】</p> <p>※ 本人の健康保険証などを想定。</p> | <p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7①-1】</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの( i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則7①二】</p> <p>③ 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類( i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの)【則7②】</p> | <p>① 本人の個人番号カード又はその写し【則8①】</p> <p>② 本人の通知カード又はその写し【則8②】</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8③】</p>  |
|   | <p>③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9①】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの( i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)</p>  | <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9①-1】</p> <p>イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9①二】</p> <p>ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9①三】</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類( i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則9①四】</p> <p>※ 個人番号利用事務等実施者が発行する書類などを想定。</p> |

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 法定代理人には、成年後見人等を想定

事務連絡  
平成27年12月17日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕御中

厚生労働省

〔医政局  
雇用均等・児童家庭局  
社会・援護局  
障害保健福祉部  
老健局  
情報政策担当参事官室〕

### 施設等における特定個人情報の取扱いについて

日頃から、厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月より個人番号の通知が順次開始されていますが、介護施設、障害者施設、児童福祉施設、その他の社会福祉施設、医療機関等（以下「施設等」という。）に住民票を移している方や、通知カードの送付に当たり施設等を居所として登録した入所者・長期入院等をしている方については、当該施設等に通知カードが届いている、あるいは、今後届くことが想定されます。

また、これまでも、施設等の職員が各種行政手続等を利用者に代わって行っている場合がありますが、来年1月の個人番号の利用開始以降は、施設等の職員が利用者本人の個人番号を記載した申請書を利用者に代わって提出するなど、今後、施設等において特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取扱う場面が想定されます。

このため、このような場合の施設等における特定個人情報の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、貴管下の施設等に対して周知をお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 施設等で特定個人情報を保管する場合の取扱い等について

通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報が記載された書類については、利用者本人、家族や成年後見人等の代理人が保管することが基本であるが、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難で、かつ家族や成年後見人等の代理人がいない場合など、これに依ることが困難な場合は、施設等において保管して差し支えないこと。また、この場合は、以下の取扱いとすること。

- (1) 可能な限り、施設等に特定個人情報に記載された書類の保管を委託することについて、利用者本人の意思を確認すること。
- (2) 特定個人情報が漏えいすることのないよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会）を参考にして、適正に取り扱うこと。また、特定個人情報の漏えいを防止する観点から、通知カードや個人番号カードなど個人番号をマスキング（黒塗りして見えなくすること）することができない書類を除き、個人番号の部分削除又は復元できない程度にマスキング等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、保管することが望ましいこと。
- (3) なお、現時点で利用者本人が保管している場合であっても、家族や成年後見人等の代理人がいない利用者については、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による通知カード等の保管が困難となった場合の取扱いについて、あらかじめ利用者本人の意思を確認しておくことが望ましいこと。

※1 施設等で利用者の特定個人情報を保管する場合は、例えば以下の場面が想定される。

- ・ 施設等に通知カードが届いた場合で、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難である場合
- ・ 利用者本人が、通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報を管理していたものの、その後、心身の機能や判断能力の低下等により、当該書類の保管が困難となる場合 等

## 第2 施設等が利用者本人に代わって個人番号の記載等を含む行政手続に係る申請等を行う場合の取扱いについて

### (1) 代理申請等を行う場合

番号制度では、代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、行政手続の申請等を行い、特定個人情報を提供することが認められており（番号法第19条第3号）、申請等の手続において、個人番号利用事務等実施者による①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の番号確認を行うことが必要とされている（番号法施行令第12条第2項）。

施設等の職員が、代理権の授与を受けて、利用者本人に代わって行政手続に係る申請等の代理を行う場合は、この①～③の手続が円滑に行われるよう、別紙（「Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合」）を参考に適切に申請等の手続を行うこと。

### (2) 申請等の代行を行うなど、代理人以外の立場で手続に関与する場合

#### ① 代理権の授与が困難な利用者本人に代わって申請等を行う場合

利用者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下等により、代理権の授与が困難である場合は、申請書等に個人番号を記載せず、従来どおりの申請等を行うこと。

#### ② 利用者本人の使者（※2）として申請書等を提出する場合

利用者本人等の意向により、申請書等に個人番号を利用者本人が記入した上で、施設等の職員が、利用者本人の使者として申請書等の提出をする場合は、施設等の職員が個

人番号を見ることのないよう、施設等の職員は、申請書等を封筒に入れる等の措置をした上で提出すること。

なお、この場合、施設等の職員は、利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできないこと。

また、この場合、自治体の申請窓口等においては、本人から郵送により個人番号の提供を受ける場合と同様に、別紙（「I. 本人から個人番号の提供を受ける場合」）のとおり、①番号確認、②身元（実存）確認を行うことが必要とされていること。

※2 利用者本人は、自分の意思で行政手続の内容の確認等ができるが（＝代理権の授与は行わない）、身体の機能の低下等により、利用者本人自身が、申請書等を行政機関等に提出することが困難で、施設等の職員が代わりに提出する場合等を想定。

（お問い合わせ先）

【介護施設について】

担当：老健局総務課 企画法令係

TEL:03-3591-0954（内線 3909）

【障害者施設について】

担当：障害保健福祉部企画課 企画法令係

TEL:03-3595-2389（内線 3017）

【児童福祉施設について】

担当：雇用均等・児童家庭局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2491（内線 7877）

【その他の社会福祉施設について】

担当：社会局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2612（内線 2815）

【医療機関について】

担当：医政局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2189（内線 2519）

【全般について】

担当：情報政策担当参事官室 企画法令係

TEL：03-3595-2314（内線 7439）

事 務 連 絡

平成27年12月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局 総 務 課  
高齢者支援課  
振 興 課  
老人保健課

マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシの掲示・配布について

平素より、介護保険制度及び老人福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（個人番号）を記した通知カードの送付が始まっています。

マイナンバー制度の周知・広報につきましては、これまでも、政府広報等（別紙1）での国民の皆様向けの広報や、説明会等での民間事業者の皆様向けの周知など総合的に取り組んでいるところです。今般、通知カードの送付に伴い、国民の皆様は、マイナンバー制度へのより一層の御理解をいただくとともに、マイナンバー制度に便乗した詐欺被害に御注意いただくよう、国民の皆様にとって身近な医療機関等におきまして、周知・広報に御協力賜りたく存じます。

この点、都道府県に対し、事務連絡を発出し、マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシ（別紙2）の施設等への掲示・配布を依頼しているところです。

つきましては、貴会におかれましても、この点を御承知おきいただきますようお願いいたします。

別紙

事務連絡  
平成27年12月21日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシの掲示・配布の依頼について

平素より、医療行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（個人番号）を記した通知カードの送付が始まっています。

マイナンバー制度の周知・広報につきましては、これまでも、政府広報（別添1チラシ）等での国民の皆様向けの広報や、説明会等での民間事業者の皆様向けの周知など総合的に取り組んでいるところです。

今般、通知カードの送付に伴い、国民の皆様は、マイナンバー制度へのより一層の御理解をいただくとともに、マイナンバー制度に便乗した詐欺被害に御注意いただくよう、国民の皆様にとって身近な医療機関等におきまして、周知・広報に御協力賜りたく存じます。

つきましては、貴管下の医療機関等において、マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシ（別添2）を掲示又は配布いただけるよう、医療機関等へのチラシ又はその電子媒体の送付等について、御協力をお願い申し上げます。

# 「私は大丈夫」そんなあなたが

# だま 騙

# される!



松平 健



言葉巧みに**動揺**させられ、**冷静さ**を失うのじゃ!

**サギ  
用心!**

## もしもの時の電話帳 身近な連絡先を記載して、電話の近くにお貼りください。

### ● 家族・親戚・ご近所の方などの連絡先

|       |        |
|-------|--------|
| 〈氏名〉  | 〈電話番号〉 |
| ----- | -----  |
| 〈氏名〉  | 〈電話番号〉 |
| ----- | -----  |
| 〈氏名〉  | 〈電話番号〉 |
| ----- | -----  |

**ご注意ください**  
「携帯電話の番号が変わった」は、  
詐欺の可能性大!

### ● 「怪しいな?」と思った時の相談窓口

|                          |   |                                     |   |                                |
|--------------------------|---|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| 不審な電話や訪問、<br>商品の送付があった時は | ▶ | 消費者ホットライン<br>いやや!<br><b>☎188</b>    | • | 最寄りの警察<br>または<br><b>☎#9110</b> |
| 金融機関をかたる不審な<br>電話などがきた時は | ▶ | 金融サービス利用者相談室<br><b>☎0570-016811</b> |   |                                |

**ご注意ください**  
公的機関は現金や  
キャッシュカードを  
電話で要求しません!

**お金を要求されてもあわてずに相談窓口で確認!**



# マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意

## 被害に遭いそうになった事例

- 制度の手續に便乗してお金を要求するもの  
「マイナンバーカードの登録手数料にお金が必要」などと言われ、お金を要求された。
- 情報流出があったとしてお金を要求するもの  
「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ解決するためのお金を要求された。
- 個人情報を聞き出そうとするもの  
マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。  
「マイナンバー制度の導入に伴い個人情報を調査中です」と言われ、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

気を付けて!!

サギは、こんな手口で  
あなたを狙っている!

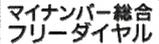


- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が口座番号、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- 不審な電話はすぐに切ってください。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- あやしいと思ったら、表面の相談窓口にご相談ください。

簡単に信じちゃダメよ!



通知カードが届いていない方は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

マイナンバーに関するお問合せは  **0120-95-0178** (無料)

※おかけ間違いのないようご注意ください。



# マイナンバーを順次 お届けしています。

マイナンバー(個人番号)の通知は、  
住民票の住所に**簡易書留**で世帯ごとにお届けします。  
通知は、概ね11月中には届きますので  
大切に保管してください。



こちらの封筒が  
届きます。

※10月5日時点の住民票に記載されている住所(居所を登録された方は当該居所)に届きます。



## 封筒の中に入っているもの

- ① **通知カード**  
 あなたのマイナンバー(個人番号)が記載されています。  
 ミシン目に沿って切り離し、大切に保管してください。  
 「個人番号カード」の取得にも必要です。
- ② **個人番号カード交付申請書**  
 必要事項を記入し、写真を貼れば、  
 簡単に申請ができます!  
 詳しくは、③ 説明用パンフレットをご覧ください。
- ③ **説明用パンフレット**
- ④ **個人番号カード交付申請書の  
返信用封筒** も入っています。



「通知カード」を受け取れなかった方は、  
住民票のある市区町村にお問い合わせください。

ずっと使う番号だから、  
マイナンバーは大切に。

**1人に1つ。**  
**マイナンバー**



# 平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。

こんな場面で、あなたも**マイナンバー**を使います。

## 学生



- アルバイトの勤務先に
- 奨学金の申請時に
- 勤労学生の控除手続に

## 主婦・保護者



- パート・アルバイトの勤務先に
- 出産育児一時金や育休の申請時に
- 児童手当の申請時に

## 従業員



- 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続に

## 高齢者・障害者など



- 年金給付の手続に
- 福祉や介護の手続に
- 災害時の支援利用時に

## 外国人



- 中長期在留者や特別永住者などの外国人も税や社会保障等の手続でマイナンバーを使います。

ずっと  
使うから  
大切にね!



- マイナンバーを使う手続は法令で定められています。
- マイナンバーを使う手続では、身元確認書類による本人確認も行うため、マイナンバーだけでなりすましはできません。

マイナンバーのお問合せは

新設

マイナンバー  
総合フリーダイヤル

**0120-95-0178** (無料)

平日 9:30~22:00  
土日祝 9:30~17:30  
※年末年始を除く

- 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、  
通知カード・個人番号カードについては 050-3818-1250  
その他のお問合せについては 050-3816-9405  
におかけください。

マイナンバーについて詳しくは

マイナンバーに便乗した不正な勧誘や情報取得などにご注意ください。

役所や公の機関の職員が自宅を訪問したり、電話をすることはありません。お金を求めることもありません。

あやしいと思ったら  
● 消費者ホットライン **188** (お近くの消費生活相談窓口をご案内します。)  
● 警察相談専用電話 **#9110** 又は最寄りの警察へ

事 務 連 絡

平成27年12月21日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシの掲示・配布について

平素より、医療行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（個人番号）を記した通知カードの送付が始まっています。

マイナンバー制度の周知・広報につきましては、これまでも、政府広報等での国民の皆様向けの広報や、説明会等での民間事業者の皆様向けの周知など総合的に取り組んでいるところです。今般、通知カードの送付に伴い、国民の皆様は、マイナンバー制度へのより一層の御理解をいただくとともに、マイナンバー制度に便乗した詐欺被害に御注意いただくよう、国民の皆様にとって身近な医療機関等におきまして、周知・広報に御協力賜りたく存じます。

この点、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、別紙の事務連絡を発出し、マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシの医療機関等への掲示・配布を依頼しているところです。

つきましては、貴会におかれましても、この点を御承知おきいただきますようお願いいたします。

別紙

事務連絡  
平成27年12月21日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシの掲示・配布の依頼について

平素より、医療行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（個人番号）を記した通知カードの送付が始まっています。

マイナンバー制度の周知・広報につきましては、これまでも、政府広報（別添1チラシ）等での国民の皆様向けの広報や、説明会等での民間事業者の皆様向けの周知など総合的に取り組んでいるところです。

今般、通知カードの送付に伴い、国民の皆様は、マイナンバー制度へのより一層の御理解をいただくとともに、マイナンバー制度に便乗した詐欺被害に御注意いただくよう、国民の皆様にとって身近な医療機関等におきまして、周知・広報に御協力賜りたく存じます。

つきましては、貴管下の医療機関等において、マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシ（別添2）を掲示又は配布いただけるよう、医療機関等へのチラシ又はその電子媒体の送付等について、御協力をお願い申し上げます。